

前回会合で頂いた御意見に係る 事務局での整理について

2022年12月19日（月）

第29回 料金制度専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本資料の位置づけ

- 本資料は、前回会合（第28回料金制度専門会合）で委員から頂いた御意見（書面で頂いた追加の御意見を除く。）のうち、以下の点について、事務局で整理したものである。

1. 今回の料金審査に関して、電力自由化に伴う変更点があれば整理すべきではないか。

（整理事項の例）

- ① 規制部門と自由化部門の費用の配賦の在り方
- ② 内外無差別な卸売が進展（発電部門の分社化、社内卸オークションの導入等）していることへの対応

2. 今回の値上げ申請は、燃料価格の高騰が主要因。その上で、効率化の取組を見極めるため、以下の料金水準を比較すべきではないか。また、仮に②が①を上回る場合は、その理由をより厳格に確認すべきではないか。

- ① 燃料費調整制度における上限が無かった場合の料金水準
- ② 今回の申請原価を踏まえた料金水準

前回の料金審査における規制料金の算定

- 前回の料金審査（2012～15年）※1では、非ネットワーク費用（発電・小売等に係る費用）とネットワーク費用（送配電費用）を含めた「総原価」を算定。
- その上で、規制部門（低圧）の最大電力等を推計し、当該最大電力等を基準として、「総原価」を「規制部門（低圧）」と「自由化部門（特別高圧・高圧）」※2に配賦することで、規制料金を算定。

（※1）対象事業者：北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力

（※2）新電力の特別高圧・高圧需要向けの託送料金を含む。

【参考】規制料金の算定・審査フロー（前回）

2013年11月7日
第6回 電気料金審査専門小委員会
資料3を事務局で一部加工

＜前提計画＞

＜供給計画＞

電力需要予測と供給力の10年計画を毎年度策定。燃料費や購入電力料等の算定基礎。

＜工事計画＞

今後の発電設備や送電線、変電所等の建設計画。減価償却費や事業報酬等の算定基礎。

＜業務計画＞

人員計画や業務機械化計画、研究計画等が含まれる。人件費やその他の費用等の基礎。

＜経営効率化計画＞

供給計画公表時等に公表。料金改定時には、料金改定の理由、根拠等を明らかにする。

＜資金計画＞

工事計画遂行のために必要な資金調達計画。法人税や財務費用等の算定基礎。

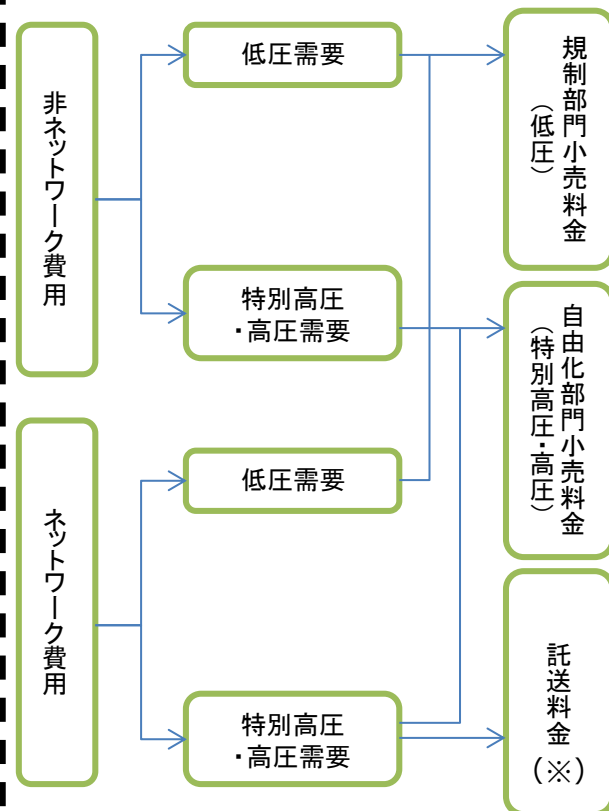
＜総原価の算定＞

【営業費】

- 人件費
- 燃料費
- 修繕費
- 公租公課
- 減価償却費
- 購入電力料
- その他経費
 - ・バックエンド費用
 - ・廃棄物処理費
 - ・消耗品費
 - ・賃借料
 - ・託送料
 - ・委託費
 - ・損害保険料
 - ・普及開発関係費
 - ・研究費
 - ・諸費

【事業報酬】

＜個別原価計算、レートメイク＞



＜事後評価＞

＜定期的評価＞

電力会社、経済産業省において、決算情報を基に毎年度実施

＜部門別収支＞

自由化部門の赤字が規制部門により補填されていないかを確認

(※) 上記の「託送料金」とは、新電力の特別高圧・高圧需要向けの託送料金をいう。

今回の料金審査における主な変更点①

変更点（１）【発送電分離】

- 電力システム改革により発送電分離が進み、沖縄電力を除き、2020年4月までに送配電部門が別会社化。また、2016年に、省令（料金算定規則）が改正され、規制料金の審査対象が非ネットワーク費用のみとなり、ネットワーク費用にはレベニューキャップ（RC）制度を導入。
（※沖縄電力も、ネットワーク費用はRC制度の対象。）
- そのため、今回は非ネットワーク費用のみが審査対象。（※なお、今回の値上げ申請は、現行の託送料金に基づいているため、新託送料金の認可後、託送料金が置き換わる点に留意。）

変更点（２）【自由化部門の拡大】

- 2016年に低圧も自由化が進み、低圧で自由化部門と規制部門が併存。
- そのため、今回の料金審査では、前回（2012～15年）と同様の手法を用いつつ、規制部門の対象が縮小したことに伴い、
 - ① 「規制部門（低圧規制）」の最大電力等を推計した上で、
 - ② 当該最大電力等を基準として、「規制部門（低圧規制）」と「自由化部門（特別高圧・高圧・低圧自由）」に費用を配賦。
（※なお、沖縄電力については、高圧でも規制部門が存在することに留意。）
（※費用の配賦の詳細については、今後の料金制度専門会合で、事務局より御説明予定。）

【参考】規制料金の算定・審査フロー（今回）

2022年12月7日
第28回 料金制度専門会合
資料5を一部加工

＜前提条件＞

- 経営効率化努力
【取組の例】
 - ・新技術導入
 - ・資材調達効率化等
- 電力需要の想定
- 電源確保の計画

＜費用の精査＞

支出
(営業費)

- 人件費
 - 燃料費
 - 購入電力料
 - 減価償却費
 - 修繕費
 - 原子力バックエンド費用
- 等

収入
(控除収益)

- 販売電力料 等

資金調達コスト
(事業報酬)

＜費用の配賦・レートメイク＞

【変更点②】
自由化部門が拡大

非ネットワーク費用
(自由化部門)

非ネットワーク費用
(規制部門)

小売料金
(規制部門)

ネットワーク費用
(託送料金)

【変更点①】
ネットワーク費用は
規制料金審査の対象外

託送料金制度
(レベニューキャップ)

＜認可後＞

- 電気事業監査
各大手電力の業務・
経理の状況を監査
- 事後評価
規制部門の利益率が
必要以上に高くなって
いないか等を確認
- 部門別収支
自由化部門の赤字を
規制部門で補填して
いないか等を確認

今回の料金審査における主な変更点②

変更点（3）【新たな電力取引市場の形成等】

- 電力システム改革により、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場など、新たな電力取引市場の形成等が進んだことで、主に購入・販売電力料の審査対象が多様化・複雑化。
（※詳細については、今後の料金制度専門会合で、御議論頂く予定。）

変更点（4）【内外無差別な卸売の進展】

- 発電部門の分社化や社内卸オークションの導入等を行う事業者が出現。
- これにより、特に、燃料費や他社購入電源費等の取扱いが論点（※詳細はP8～10を参照）。

内外無差別な卸売の進展に係る論点①

- みなし小売電気事業者の中には、発電部門と販売部門を分社化した事業者がいることに加え、分社化されていない事業者においても、内外無差別な卸売に向けた取組が進展し、中には自社小売も参加する形で入札を実施する事業者も現れている。
- こうした事業者においては、小売会社又は小売部門は、必ずしも燃料費等の原価の積み上げに基づく価格ではなく、グループ内・社内取引価格で調達を行っており、内外無差別な卸売のコミットメントに基づき、これらの取引価格等をコストとして適切に認識した上で、小売価格を設定することが求められる。
- この点、今後さらに内外無差別な卸売に向けた取組が期待される中、今般の料金審査において、燃料費等の原価の積み上げに基づく価格で審査した場合、こうした卸取引の実態と規制料金の算定の考え方が必ずしも一致しない可能性がある。

内外無差別な卸売の進展に係る論点②

- 一方で、現行の省令（料金算定規則）では、費用（営業費）を、「燃料費」等の原価の積み上げによって算定し、他社から調達する電源の費用は「他社購入電源費」として算定することが規定されている。
- また、現行の審査要領では、購入電力料に関して、「契約」が存在することを前提として、審査を行うこととされている。
- こうした現行の省令等に基づけば、今回の料金審査に当たって、分社化された事業者においては「他社購入電源費」として算定する一方、分社化されていない事業者においては「燃料費」等の原価を積み上げて算定することが適切ではないか。（なお、今回申請を行った5社は、いずれも発電部門と小売部門が分社化されておらず、自社で調達する電源の費用は、「燃料費」等の原価を積み上げて算定している。）また、これを踏まえて、どのように査定を行うべきか。
- なお、内外無差別な卸売に向けた取組については、今後とも定期的なフォローアップを実施し、その具体的な進捗状況を確認するとともに、小売料金が調達費用を踏まえて適切に設定されているかについても確認することとし、その結果を踏まえ、必要に応じ、卸取引の実態を踏まえた規制料金の算定の考え方についても検討することとしてはどうか。

【参考】参照条文

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）、**燃料費**、（中略）**他社購入電源費**（中略）の額の**合計額を算定**し、（中略）営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～七 （略）

八 **他社購入電源費**及び非化石証書購入費 供給計画等を基に算定した額

九～十一 （略）

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成28年4月制定）（抜粋）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第2節 営業費

2. 燃料費、**購入電力料**については、**原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあつては調達価格の指標（C I F 価格やR I M 価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。**また、算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

燃料費調整制度における上限が無かった場合の料金水準

- 現行料金における電源構成等を変更せず、平均燃料価格のみ「燃料費調整制度で料金に反映可能な範囲に係る上限」が無かったと仮定した場合の料金水準について、各事業者に試算を依頼したところ、その結果は以下のとおり。

	標準モデル (30A・400kWh)					事業者の平均モデル (30A) ※1				
	料金 (円)			今回申請の値上げ率		料金 (円)			今回申請の値上げ率	
	現行	上限無し	今回申請	対現行	対上限無し	現行	上限無し	今回申請	対現行	対上限無し
東北電力	13,475	17,115	17,601	+31%	+3%	8,565	10,931	11,282	+32%	+3%
北陸電力	11,155	14,303	16,158	+45%	+13%	6,402	8,212	9,098	+42%	+11%
中国電力	13,012	17,481	16,959	+30%	▲3%	8,029	10,934	10,428	+30%	▲5%
四国電力	12,884	16,348	16,276	+26%	▲0%	7,915	10,166	10,120	+28%	▲0%
沖縄電力	14,074	19,673	19,418	+38%	▲1%	8,847	12,487	12,320	+39%	▲1%

(※1) 平均モデル：北陸電力は「30A・230kWh」、その他は「30A・260kWh」

※3と※5の合計値 ※4と※5の合計値

【参考】「現行料金」と「上限無し料金」の算出諸元 (標準モデル/30A・400kWh)

	燃料費調整額 算出諸元						燃料費調整額 [D×400kWh] [円]		約款料金 + 再エネ賦課金 [円]
	A 基準燃料価格 [円/kL]	B 平均燃料価格※2 [円/kL]		C 基準単価 [円/kWh]	D 燃調単価 [円/kWh]		現行※3	上限無し※4	
	現行&上限無し	現行 (上限[A×1.5])	上限無し	現行&上限無し	現行 [(B-A)×C/1,000]	上限無し [(B-A)×C/1,000]			
東北電力	31,400	47,100	88,300	0.221	3.47	12.57	1,388	5,028	12,087
北陸電力	21,900	32,900	81,800	0.161	1.77	9.64	708	3,856	10,447
中国電力	26,000	39,000	84,600	0.245	3.19	14.36	1,276	5,744	11,736
四国電力	26,000	39,000	83,200	0.196	2.55	11.21	1,020	4,484	11,864
沖縄電力	25,100	37,700	82,000	0.316	3.98	17.98	1,592	7,192	12,482

(※2) 平均燃料価格は、2022年7月～9月の貿易統計価格に基づき算出 (採録期間は、各事業者とも、申請料金の燃料費採録期間と同じ)。